

41.10.15

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日在籍が休日に当たるときは、
その翌日が休日に当たる)

昭和四十一年十月十四日
鳥取県知事 石破二朗
医療所の名称 所 在 地 申出の受理の年月日

入江内科医院 鳥取市西町二丁目二一
堀江歯科医院 米子市鏡町二丁目五
地 申出の受理の年月日
八月四日

鳥取県告示第五百三十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十一年十月十四日

鳥取県知事 石破二朗

氏名	住所	所	登録の記号番号	登録年月日
藤井省三	東伯郡東郷町小鹿谷二七	古内一、二一七	八月十八日	昭和四十一年
吉岡溥夫	鳥取市古市一四八番地	一、二一八		
石川社	一五〇番地	一、二一九		
嘉賀謙	米子市西町一八番地	鳥取	一大六	七月二十八日
五明田美佐子	一、三三一、一一六		一六七	

鳥取県告示五百三十四号

◇公安告示 道路交通法による認定の実施

告示

○告示

建築基準法施行規則による道路の位置の指定

町営土地改良事業の認可

健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険法及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

鳥取県告示第五百四十号
八頭郡用瀬町長から申請のあつた町管土地改良（開拓バイロット）事業
は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項
において適用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十一年十月五
日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

第一項の規定に基づき、昭和四十一年十月五日認可したので、同法同条第
八項の規定により告示する。

鳥取県告示第五百三十六号

名	所	在	地	診	療	科
佐々木医院	東伯郡閑金町閑金					
松村医院	倉吉市葵町七三一					
中村医院	米子市上後藤八〇の五			内科		
南中尾医院	八頭郡若桜町若桜二七七			内科、小兒科		
大鶴医院	八頭町智頭六三三			内科、外科、整形外科、皮膚科		
小川歯科医院	東伯郡閑金町閑金宿一五三			歯科		

佐々木医院	東伯郡関金町関金	内科
松村医院	倉吉市琴町七三一	内科
中村医院	米子市上後藤八〇の五	内科
南中尾医院	八頭郡若桜町若桜二七七	内科
大鶴医院	八頭郡若桜町若桜六三三	内科
小川歯科医院	東伯郡關金町關金宿一五三	歯科

政令第八十七号) 第二条の規定により告示する。
昭和四十一年十月十四日

佐々木医院	東伯郡閑金町閑金	内科
本村医院	糸子市上後藤八〇の五	内科、小兒科
中尾医院	八頭郡若狭町若狭二七七	内科、小兒科
大根医院	〃 箕頭町箕頭六三三	内科、外科、整形外科、皮膚科
小川眼科医院	東伯郡閑金町閑金宿一五三	眼科

岐阜県知事 石破二朗
氏名住 所登録の記号番号登録年月日
吉積省三 米子市皆生一、四
八〇山陰労災病院内 鳥糞一六九 昭和四十一年七月十五日

鳥取県告示第五百三十八号

昭和四十一年十月十四日

鳥取県知事 石 破 二 利

場

所

面 平方メートル

積 用途

倉吉市山根字大谷二番三地先

清谷字鎌谷一六三番一二地先及び一二六六番地先

四三・二三 水路敷

水路敷

駄経寺字東谷二九番三地先から三〇番一地先まで及び三〇番一地先から三二番三地先まで

一、五〇〇・三六 潟池

澗池

駄経寺字早稻田字上大六七五番内一地先から七五番五地先まで

一六六・七四 水路敷

水路敷

東伯郡羽合町大字長瀬字下浜屋敷一九三番地先

三八・四四 道路敷

道路敷

字式ノ下浜一三一二番四地先から一三一四番地先まで

一三四・六七

水路敷

字二ノ千石一九七一一番二地先から一九七七番六地先まで

八一・七一

水路敷

大字字野字因屋敷一五七六番一地先から一五七七番地先まで

一六四・一六

水路敷

大字上浅津字一ノ屋敷三二八番地先から三三〇番一地先まで

四九・九八

水路敷

三三一一番地先から三三四番地先まで

七六・一三

水路敷

三五四番地先から三四五番地先まで

二七・〇一

水路敷

字四ノ屋敷一八二番地先から一七二番地先まで

五一・〇七

水路敷

倉吉市下田中字東新添六九八番二地先から字東志具手三四二番地先まで

二五・八八

水路敷

西志具手六三九番二地先から六〇四番二地先まで

五三・〇九

水路敷

東志具手三四六番一地先から三四四番一地先まで

七六・八九

水路敷

銀城字土井ノ上三七四番一地先から三六八番地先まで

大九・三二

道路敷

下田中字西新添六七六番一地先から字東志具手三四四番二地先まで

一三七・大五

水路敷

六八八番四地先から六八八番五地先まで

六一・七八

水路敷

六八八番四地先から六八八番五地先まで

三七・五五

道路敷

公 安 委 員 会 告 示	
鳥取県公安委員会告示第四十二号	鳥取市叶三〇六
道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第一百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。	八三・六〇 水路敷
昭和四十一年十月十四日	二六九・五八
一 聽聞の期日及び場所	二〇・六九
昭和四十一年十月二十四日 午前十時から	一四九・五五
鳥取市東町 鳥取県警察本部内	八五・九一
鳥取県公安委員会委員室(県庁七階)	一三・〇九
二 聽聞当事者の住所及び氏名	八・〇九 水路敷
鳥取市白兔六八九	一四・八〇 道路敷
鳥取市白兔六八九	一四・八〇 道路敷

15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5	鳥取市叶三〇六
八頭郡若桜町大字長砂一二六	八頭郡若桜町大字大野 大久保方
八頭郡若桜町一丁目 内藤方	八頭郡佐治村大字葛谷二〇八
八頭郡氣高町大字鶴見六九三の一	氣高郡氣高町大字青谷三五七八
倉吉市住吉町 牧田方	倉吉市住吉町五九
倉吉市住吉町五九	倉吉市住吉町五九
伊山山中金声申場利	伊山山中金声申場利
山本井下野	山本井下野
川川本龍	川川本龍
利通勝申高宏之	利通勝申高宏之
申高宏之	申高宏之
利也統也	利也統也
明彦夫	明彦夫
利也	利也